

第6回北見市男女共同参画審議会会議録(要旨)

日時 平成19年2月13日(火)

18:00~

会場 北見市役所 第1会議室

出席者

・委員

今坂委員、渋野委員、田中委員、竹村委員、平野委員、比留間委員、松浦委員、松岡委員、
村井委員、矢萩委員、吉谷委員、

・事務局

塚本市民環境部長、小原市民活動課長、佐野男女共同参画担当係長

1. 開会

- ・開会～小原課長
- ・資料確認～佐野男女共同参画担当係長

2. 議事

- (1) <農山漁村における男女共同参画の確立の大項目(案)>
- (2) <男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり>
- (3) <男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調>

<会長>

本日は3つの議事を予定していますので、いつもの開会時間より30分早くお集まりいただきました。まず1点目は「農山漁村における男女共同参画の確立の大項目(案)」について審議し、次に2点目の「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」、及び3点目の「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」について、限られた時間の中で精力的に進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

なお、議事の2点目・3点目は皆様の意見書を中心に発言いただき、時間の許す範囲で意見交換を行い、まとめにつきましては、最終第7回目の審議会では答申全体を考えた中で調整を図りたいと思います。

それでは議事1の「農山漁村における男女共同参画の確立の大項目(案)」について、資料1を見て頂きたいと思います。主な意見及び大項目(案)を読み上げますので確認してください。

まず、主な意見ですが、

- ・女性の認定農業者や家族経営協定の推進及び農業者年金の加入促進。
- ・女性の経営への参画、適正な報酬受領による経済力の向上。
- ・会計と家計の分離の推進。
- ・家庭内での適正な役割分担と男女の協調関係づくり
- ・情報提供、情報交換や女性の研修の場とネットワークづくりの推進。
- ・若い時期から女性が大型特殊車両運転免許などを取得できる環境や制度の整備。
- ・牛舎や畑などにトイレを設けるなど職場環境の改善。
- ・「母さんの朝市」など女性の起業促進。

などが挙げられました。ここにもありますように、農業関係は農業等に従事される委員もいますことから、問題点も共通理解ができ、様々な意見が出されたところでした。

次に大項目(案)といたしまして、

1. 魅力ある農業・漁業・林業地域づくり。
2. 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備。

この二つにまとめました。

まず、この主な意見及び大項目について、それぞれこれで良いかどうか、また、抜け落ちている部分はないか、検討して参りたいと思います。

< E委員 >

主な意見の中で「母さんの朝市」と明記され、「朝市」を限定されたような印象を受けますが、様々な活動があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

< 会長 >

地域によって、その活動にいろいろ呼び名があるので「・・・など」とし、処理したいと思います。一つ例とを考えてください。

< E委員 >

例であっても、もっと幅広くもたれたほうが良いかと思います。

< 会長 >

それでは具体的な例・文言をお願いいたします。

< E委員 >

加工という表現が入ればと思います。野菜を売るだけでなく、生産したものに手を加えていく。また、そのような場所、夕市でもあり、日中でも観光の方たちが出入りできる場所です。

< J委員 >

「・・・など」には、それらも含まれるのではないのでしょうか。

< K委員 >

野菜などを即売するだけではなく、収穫した物を加工する。また、商品を研究開発するという女性の活動が必要でないのでしょうか。

< E委員 >

はい、そうです。女性が活動しているということ。女性に活気のあるということです。

< J委員 >

「母さんの朝市」だけではなく、女性の商品開発などによる新たな起業が期待されると解釈してもよろしいですか。意見が少し長くなっても、具体的なイメージが浮かぶ方がいいのではないのでしょうか。

< 会長 >

今までの意見を整理しましたので確認ください。

「地域の第1次産業では、母さんの朝市に見られるような女性の起業の促進」と訂正してよろしいですか。

< 委員全員 >

了承

< 会長 >

他になにかございませんか。前回の審議会では、農家の女性のトイレの議論がされておりました。その点の意見はよろしいですか。

< H委員 >

トイレの問題ですが、畑などに簡易トイレはあることはありますが、農家の女性が求めているのは簡易トイレではないのです。また、酪農家の場合、牛舎で働くことが大半ですので、きちんと整備されたトイレ、職場環境改善ということが考えられます。

<会長>

「畑など」と付け加えたのは、住宅の近くにある畑で仕事をしている場合は、住宅まで戻りトイレもできます。しかし、農業経営規模の拡大により、今や隣町の方に畑があることなど現状としてあることであり、そのため、「畑など」としたところです。

<H委員>

本当にそのとおりです。畑作の場合で、現状として自宅が遠い時は、車で公衆トイレや道の駅へのトイレまで走ります。しかし、酪農は牛舎が職場になると思います。このため、簡易トイレのイメージではなく、常設の整備されたトイレが必要と思います。

<会長>

今回は、畑作農家も含め意見として提出いたしました。ただの簡易トイレをイメージしている訳ではなく、酪農家・牛舎の職場環境ということになりますと、畑作農家と酪農家を分離しなければなりませんか。

<H委員>

昔の話になりますが、何年か前に農民同盟の団体について農林水産省に行きました。その際トイレの話をしたところ、「人間が住むところにトイレは必要であるが、牛舎は牛を飼うところであり、人間が住むところではないので、トイレをつけるなどそういう決まりはない。」と言われました。

<J委員>

私は建設業ですので当然現場にトイレが必要です。簡易トイレを設置しておりますが、今は基本的には水洗トイレです。私達の場合はきわめて期間限定ですので、恒久的なものは必要がありません。そういう点では、畑も期間限定ですので、恒久的なものを設ける必要はないと思います。

<会長>

畑になりますと、7ヶ月ぐらいの期間限定でリーストイレでも良いのでしょうか。

<H委員>

はい、そうですね。トイレがないと非常に困ります。

<J委員>

7ヶ月ぐらいの期間限定でしたら、リースの簡易トイレ・勿論水洗もあります。リースは汲み取りや消毒等を含んだ契約が主流ですから、農家の方も心配ないと思います。しかし、

牛舎となると365日、そこで仕事に従事していますから、役人の方の返答も血がかよっていないと言うか、解釈も現場とかけ離れていると思います。

<会長>

他に職場環境の改善についてはいかがでしょうか。

<H委員>

先程の追加ですが、見学に行った時のごく稀な例ですが、大きな牛舎と申しますか経営者になりますと、牛舎にシャワーまで付いていることがあります。普通の酪農家はシャワーまでとはいいませんが、考え方としては、シャワーを浴びて自宅へ帰る。このような新たな発想がこれからは必要であり、酪農業は、臭い・汚い・休めない等のイメージやそのような現実の環境を変える、まず、考え方を変える必要があると思います。

<E委員>

そのような施設は経営者が個人で作っているのですか。

<H委員>

はい、経営者が作っています。経営者の意識改革、特に女性労働者に対する意識改革・理解が必要です。また、そのような事業の補助金制度はありません。個人で作るのには、お金が張りますから中々大変だと思いますが、長い視点で酪農業等を見た場合、非常に重要なことだと思います。

<会長>

意見としては非常に重要なことですね。農業は北海道の基幹産業ですから、国や道などの支援策が必要だと思います。その他のご意見はありますか。

次に入りますが、実は、重点課題の につきましても大項目を出さないまま、意見だけの集約となっています。この整理につきましても、最後の審議会に討議し大項目を決定したいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の議事2の重点課題 の「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」について入っていきます。前回、簡単に意見交換を行っていますが、本日の配布資料「意見書集約書」に基づいて審議して参ります。副会長からご説明願います。

<副会長>

重点課題として、5項目を考えました。

1. 性差に関連するあらゆる暴力や人権侵害の根絶
2. 生涯にわたる女性の健康保持
3. 母性保護と子育て支援の充実
4. 高齢者と家族が安心できる支援の整備
5. 障害をもつ女性のノーマライゼーションの促進

を提案します。

1. 性差に関連するあらゆる暴力や人権侵害の根絶は、

家庭内及び社会での女性が被害者となる暴力、職場での差別・セクシャルハラスメント等の人権侵害、及び、社会が期待する男性像を押しつけることによる男性への人権侵害、性的少数者への人権侵害などを含むと考えます。

また、一旦被害者となってしまった女性、一旦犯罪や非社会的行為に手を染めてしまった女性の更生や自立の支援も、男性以上に重要です。

まだ、現在では、人権侵害が多く存在しているとの実感があるので、用語としては「不利の改善」などではなく、まずは「人権侵害の根絶」としてはいかがでしょうか。

2. 生涯にわたる女性の健康保持は、

結婚していない女性、就業していない女性等も含めて、健康保持の施策の対象となるよう希望します。健康診断の実施や受診促進なども、見直していただきたいと思います。

3. 母性保護と子育て支援の充実は、

妊娠してからではなく、もっと若いときからの、当事者の女性、同じ世代の男性への、母性保護教育も視野に入れていただきたいと思います。

4. 高齢者と家族が安心できる支援の整備は、

高齢者当事者だけでなく、介護が女性の負担になることも多いことから、家族が安心できる支援の整備との視点を入れたいと思います。介護予防推進も含みたいところです。

5. 障害をもつ女性のノーマライゼーションの促進は、

身体・知的・精神・内部を問わず、障害をもつ女性は男性以上に不利にさらされる機会が多いのではないのでしょうか。

なお、1の部分の人権侵害については、女性に限ったことではないのではないので、「女性」をあえて入れませんでした。また、3の母性保護と子育て支援の充実では、都道府県や市長村の基本計画によっては、リプロダクティブ・ヘルスと表現しているところもありますが、

カタカナを使うことをあえて避けてきました。以上です。

<会長>

ありがとうございます。続きまして、A委員お願いいたします。

<A委員>

心身の健康維持を図るために、心身についての相談を出来る場が必要だと思います。確か保健センターなどで定期的を実施しているかと思いますが、現実としては、心の悩みについて、なかなか軽いうちに相談しづらいのが現状と思います。

テレビや新聞などの報道でご存知だと思いますが、若いうちからの自殺者が増加しており、この年々増え続ける自殺をくい止めるためにも、ちょっとしたことでも話を出来たり、相談が出来たりする環境の整備が必要だと思います。

また、基本的には身近にいる家族や職場などで、その人の変化に気付けるような心の余裕が必要かと思います。以上です。

<会長>

ありがとうございます。B委員が欠席ですので意見書を読みます。よろしいでしょうか。

平成11年策定された「男女共同参画プランきたみ」また、以前頂いた資料の男女共同参画基本計画の中では、女性の健康保持・「女性」と特定されているが、今回のテーマは「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり・「男女」となっておりますが、変えたことについて、何か理由があるのでしょうか。私としてはどちらも大切であると考えておりますが。

あるアンケートによりますと、健康づくりに必要であると思うことのトップに「ゆとりのある日常生活を過ごすこと」となっておりまして、健康とは日々の暮らしが快適に過ごすことの出来る身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることが健康であるとしており、生活の質におもむきを置くように変化してきているようです。

女性の健康については身体的に妊娠、出産のための仕組みが備わっているため、男性とは違った健康上の問題があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(耳慣れない初めて聴く言葉)の視点から性と生殖に関し、女性も男性もお互いの身体的な特性を十分に理解し、尊重し合うことが求められているようであります。

近年、妊娠や中絶、感染症など、性に関する問題が低年齢化しているようで、男女双方に対し、性に関する正しい教育、情報の提供、相談体制の充実が必要であると思います。

ちなみに、北見市は性感染症が非常に多いと聞いております。また、高齢者や障害をもつ

人々が、住み慣れた地域で出来る限り自立した生活がしたいと願っており、この願いを実行するためにも、介護に関する制度をはじめとした地域福祉施策の充実が益々重要であると考えます。

以上、B委員の意見書でした。続きまして、D委員お願いいたします。

<D委員>

少子・高齢化に関わってですが、まず、男女が安心して、出産・育児ができる環境の整備が必要だと思います。

次に高齢者も元気であれば、生きがいを持てるような取り組みもできますが、歳をとり病气や老衰になり、病院もベット数が足りないとか、老衰は病気ではないので受け入れられないとか、また、老人施設も空きがなく、家族も共働きや家が狭いことから介護は無理などと聞いていると、年老いていくことが悲しくなります。

やがて、だれもが老いていきます。このため、市の福祉計画と協力しながら対応し、いくつになっても、男女が共に安心して暮らせる社会を築かなければならないと思います。

<会長>

ありがとうございます。D委員の意見で、安心して出産できる環境整備についてですが、助産師の資格があっても産婦人科の医師がいないため、その地域に助産所を開設することが難しい。開設したとしても、結果として産婦人科の医師や小児科の医師が遠いため利用者がいない。このように出産しにくい環境になっていることは間違いありません。

副会長、この点はどうでしょうか。

<副会長>

通常の出産だと助産師だけで良いのですが、万が一、異常分娩になりますと産婦人科の医師の範疇となります。また、出産後の赤ちゃんの治療は小児科の医師となります。会長の言われたとおり、このようなことから地方といえますか、地域での出産する環境が悪化していると思われます。なお、付け加えれば、産婦人科等の医師の仕事が非常に激務であることも事実であり、なかなか手が足りないのが現状です。

<会長>

ありがとうございます。環境整備は非常に重要ですが、その課題も重いということです。続きまして、E委員お願いいたします。

< E委員 >

意見書にあるよう5点にわたり考えました。

1. 健康は「自らがつくる」という自覚の日常の実践が第一であり、そのために多彩な健康教室・セミナー等の開催と参加を促していくことが大切である。
2. 各種の健康診査については、市内4自治区、北見、端野、留辺蘂、常呂とも対象者の約5割しか受診していない。そのために受診をすることを積極的に促進することが大切である。
3. 中・高校生のうちから、健康、食事、日常生活のあり方、病気に対する予防などに関する学習は大切である。
4. 子育て支援のための育児相談体制やいじめなどに対する相談体制の充実を図ること。
5. 「だれもが」、「いつでも」、「どこでも」活動できる、スポーツレクリエーションや学習の場を拡大していくとともに、市民に対する情報提供を積極的に広げていくことが必要であると思います。以上です。

< 会長 >

ありがとうございます。続きまして、G委員お願いいたします。

< G委員 >

男女とも、身体的にも精神的にも相手の事を十分理解しあって、お互い尊重しあえる事が基本ではないかと考えます。男性も女性も健康管理を十分自己管理し、男女が自分の健康状態に応じて、自己管理できるようにするための健康教育や相談体制を確立することが必要だと考えます。

また、女性が安心して出産し子育てできるような暮らしが最大の基本と思われるので、女性が安心して、出産、子育てが出来るための支援体制を整えると意見書では書きましたが、育児に関しては、女性も男性も平等であると思います。

最後ですが、女性も男性も、高齢になっても寝たきりにならず、安心して暮らせるような支援体制を整えることが必要であると考えました。以上です。

< 会長 >

ありがとうございます。では、H委員お願いいたします。

< H委員 >

男女が健康で豊かに暮らせる体制づくりの中で、農村地域の状況について考えてみますと、

以前とは随分健康に対する意識が向上していると思われます。

高齢者の病気の予防や健康管理への社会参加も進み、農家のお嫁さんの労働、出産、育児等においても家族みんなが気遣い、見守るようになってきています。

しかし、長い間、障害者や高齢者を看護、介護してきた方の健康が、農村の地域では問題があると思います。その方々の健康管理や介護方法などについて、具体的な支援の公的制度や地域による支援活動、言わば社会的支援ができる体制が必要だと思います。

次に、女性の健康診断の受診率は向上しているものの都市部に比べると低くなっていると思います。そのため健康についての悩みを持つ女性も見られます。

今後は高齢者の増加、少子化の中で、益々地域をあげての健康や福祉に対する学習の機会を増やすとともに、きめ細やかな情報の提供が必要だと思います。

<会長>

ありがとうございます。では、K委員お願いいたします

<K委員>

重点課題の「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」というテーマの文言についてですが、「男女」は「人」であって、なぜ、あえて「人」ではなく「男女」としたのかという点です。

性差によって女性が不利になるような、いきさつがあったのかどうか。もしあったとしたら、女性が健康で豊かに暮らすことを阻む性差に基づく妨げを積極的に取り除くべきでありますし、また、改善していくべき重要なことであると思います。以上です。

<会長>

ありがとうございます。次に意見書はありませんがJ委員口頭で結構です。何かご意見ございませんか。

<J委員>

前は休みまして申し訳ございませんでした。本日は白紙のまま来たものですから、皆様の意見を拝聴させて頂きたいと思います。その中で気付いたことがありましたら、後ほど発表させていただきます。よろしくお願いします。

<会長>

はい、分かりました。続きましてF委員口頭で結構です。「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」について、感想でも結構です何かご意見ございませんか。

< F委員 >

「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」とは、非常に幅が広く多岐に渡る複雑な分野だと思います。私も前回休みまして、今回は意見の用意をしていないことから、皆さんの意見を聞き、非常に難しい分野だと思いました。

男女が結婚して子どもをつくり家庭を作るといふことの話が中心なのか。また、それを含めて生まれてから死ぬまでの広い範囲なのか迷ったところです。皆さんのご意見では生まれてから死ぬまでの広い範囲で捉えられておりましたので、気づいた点は、後ほど発言させていただきます。

< 会長 >

分かりました。何かありましたら随時発言願います。C委員お願いいたします。

< C委員 >

私も前回の審議会を休みましてご迷惑をお掛けいたしました。皆さんのご意見を聞いた上で、後ほど発言させていただきたいとおもいます。

< 会長 >

最後に私の意見書ですが、時間の経過とともに何を書いたか若干忘れた部分がございますが、4点に渡り述べておりますので、思い出しながら説明いたします。

1. 結婚・出産・育児を精神的にも肉体的にも、そして経済的にも男女は理解し合い、国や自治体は権利を守り、健康な暮らしを援助できる体制づくりを進める。
2. 健康保持のための育児診断、学校保健衛生の点検・啓蒙、生活習慣病、がん検診、とりわけ婦女子の検診拡大を家族・地域・職場ぐるみで意識し推進していく。
3. DVについてはカナダなど先進的な取り組みを行っている国を参考にしながら、「たまり場」「かけこみ寺」のような一時緊急避難所を、市町村レベルだけでなく民間レベルでも設立する。その実態と取り組みの計画についての推進。
4. 高齢者、とりわけ後期高齢者の認知症対策を家族だけの問題としてとらえず、地域ぐるみの援助が必要。スポーツだけでなく、文化的教養を高める講座、サークル、団体が必要。既存の文化団体の理解を求め、協力してもらおう努力と体制づくり。

以上の4点です。

全員の意見書の説明が終わりましたので、ご議論頂きたいと思います。

<副会長>

DV問題についてですが、あらゆる方法をつかって追跡してくる加害男性にみつからないためには、北見より小さい町で避難することは無理だと思います。また、シェルターは被害女性が避難して来ても来なくても部屋だけは借りておかなければいけないため、家賃や宿泊費など経費がかかりますから、北見市は勿論ですが、様々な行政機関に協力・援助して頂いています。

次に、夫などのもとを離れ、ここで言う夫は当然加害者ですが、新しく生活しなければいけないのに、被害者が着のみ着のまま駆け込んで来ているのでどう対応するか。当然被害者が避難してくれば、決められた金額が北海道から支給されますが、十分な額とは言えないと思います。

また、対応については、DV防止法の保護命令を裁判所を出してもらうのか。暴行罪で刑事告発するかどうか。また、とりあえず避難してきたらそこまではもう必要ないのか。そのような今後の対応を本人とともに考え、最終は本人に判断していただきます。

その後、その地域でどのように生活するのか。子どもがいたらどうするか。被害者女性の体調が悪くなったらその子どもをどう養育するのか。生活保護申請をするのかなど、避難しただけではなく、その方の新たな生活の出発に向け様々な課題があります。DVは家庭内に潜在化していることが多い問題で、表面に出た場合、取り返しのつかない事例もあります。

<会長>

「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」は、体の健康だけではなく非常に多岐に渡っているという事が解ったと思います。また、女性の問題だけではなく男性の課題でもあります。しいて言えば女性の「性差」を前に付け加えた方が良い課題・問題もあります。また、少子化対策の問題、子どもの健康・教育問題、地域医療や地域出産の問題。さらには、高齢者などの一生涯の健康問題。障害を通して健康を維持していくためにはどうしたら良いか。

質問、意見などを出して頂きたいと思います。

<J委員>

たとえば男が暴力を振るう。これは犯罪ですよね。しかし、DVは親告罪だから奥さんが訴えない限り犯罪にはならないのですか。

<副会長>

そうですね。それで最初の選択肢としてDV防止法で、接近を禁止する保護命令を出して

もらうだけで良いのか。また、それとも刑事告発まで行いますかという話になります。

< J委員 >

刑事告発となると、当然傷害罪にあたるんですね。

< 副会長 >

傷害の程度によりますが、傷害がひどい場合は暴行ですね。また、親告罪ではなかったと思います。目撃者がいれば現行犯逮捕になりますが、現実はなかなかそういきません。

< J委員 >

暴力を振るうということは人間の尊厳を傷つける最大のことだと思います。もし自分が殴られたり暴力を振るわれたりしたらどうでしょうか。勿論身体的に傷つきますが精神的にも深い傷を負うと思います。これは人間の尊厳を失うということでないでしょうか。だから逆に暴力はいけないという自制心も働くと思うのですが。

特に弱い立場の者、女性や子どもに暴力を振るう人間は、どのような精神構造になっているのでしょうか。夫婦喧嘩したら口では負けるので、つい手が出るということかもしれませんし、また、恒常的に暴力を振るっている人間も当然いるのでしょうか。だからDV法があるのですよね。DV法も含め暴行罪など厳しい処罰が必要だと思います。

< 副会長 >

今、DVで問題になっていることは、加害者はどんな人かということです。加害者がどんな職種の人でも暴力という行為に「うまみ」があると全員思っているのです。暴力を振るうことで勝手なメリットを見出し、また、誰もそれが分からないとなると繰り返し行ってしまう。

暴力は、人間としていけない行為と誰もが分かっているはずなのに、加害者は、その「うまみ」から抜け出せない現実があるのではないのでしょうか。

< 会長 >

程度にもよりますが、精神病の一種などと考えられますか。

< 副会長 >

精神病の人は、自分だけ得になるような行動がとれないのです。

< E委員 >

やはり男女、人間としての感覚をとらえるべき問題が最近多くなっていると思われます。人権相談などでも「暴力を受けましたか」と聞きますと、「過去1回あります」と答えた方が、そのうちだんだん回数が増えてくる場合もあります。

また、最近では親が子を痛めつけてしまう事件があり、だんだんエスカレートし大変不幸な結果になる報道なども目にします。これらの原因は、やはり根本的なことは家庭だと思います。そこから全てが始まる問題であり、根治することも家庭からと思います。

< J委員 >

シェルターは当面の対症療法をする施設と考えてよろしいですか。

< 副会長 >

田中委員の発言にもありましたが、最悪の事態も含め暴力から逃れることを救う施設です。シェルターは避難した方が次の生活ができるようにしているだけなのですが、運営団体は、DV予防の啓発にも積極的に取り組んでいます。

< C委員 >

DVでは男性被害者もいるのでしょうか。

< 副会長 >

はい、おりますが男性の場合、女性よりもすごく相談しにくいし、また理解も得られにくいという問題があります。身体的な暴力もあれば精神的な暴力もあります。女性同様に、もしかしたらそれ以上に苦しんでいることも考えられます。

< 会長 >

虐待に関わって、幼児や児童に対する親からの虐待。さらには思春期から青年前期に入った子供達は、逆に親に対す暴力、そういう家庭内暴力の問題。そのような問題に関わった方の情報ご意見などありませんか。

< J委員 >

P T A 活動の経験から申しますと、家庭が極めてノーマルであれば、その子ども達も自然とノーマルになる可能性は非常に高いということになると思います。結局、田中委員が言われたとおり原点は家庭になります。

< 副会長 >

家庭に暴力が存在すれば、暴力と接触する機会があるということです。児童福祉法の2条で、ドメスティック・バイオレンスなどを子どもに目撃させる事が、児童虐待行為にあたるとなっております。児童に著しい心理的外傷を与える言動は、法で規制されております。

< E委員 >

学校における性教育のことについてですが、性の問題は、女性だけ、また男性だけではすまされない問題だと思います。小学校の授業を参観したことがあります。体の発育や性の違いについて、「こんなに小さなうちからここまで教えるの」と驚いたことがありました。

< 副会長 >

どちらの学校ですか。また学年はどのくらいの学年ですか。

< E委員 >

端野自治区の小学校です。純粋な心を持つ低学年で抵抗のないうちから「体」というものをしっかり理解する事が大切かという気持ちになりました。大きな図を用い、精子の動きや男女の体の違いなどを教えておられ、このことはやがて、正しい性への認識へ繋がると深く感心しました。

なぜ、そう言うかと申しますと、配布された資料によりますと、北見地方の若年層の人工妊娠中絶の数は減っているので安心してよろしいのかと思いますが、なにか聞くところによりますと中学生、高校生による中絶率が何%だとか、色々都会的な部分だと思われませんが、耳に入ることがあります。このため、性教育は非常に大事な授業であると思います。

< 会長 >

この問題についても少子化の問題、今日の社会的問題でもありますので、性教育について少し研究していく必要があると思います。

< C委員 >

私の身内の実際の話になりますが、例として難病患者の入院・介護問題について話をさせていただきます。高齢という要因もあるのかもしれませんが、脳が萎縮してしまう病気にかかり倒れてしまいましたが、この病気は治らないということが前提にあり、これ以上回復しないということで、病院には長く置けないというのです。身内としては、ひとつでも原因を突き止め治療をと願っていますが、そうはいかずに退院後も、受け入れてくれる病院があるのかどうかも分からずに、自分達で次に入院する病院を探しているという現状です。

また、在宅で介護になりますと夫婦が共働きですから、このため年老いた伴りょが介護することになります。まだ一方が元気なうちは介護が可能ですが、やがて老いるのは目に見えているのです。少子・高齢化社会を迎え、子育て支援は大変重要なことですが、それと同様に高齢者が元気で暮らせる施策、また病気の時の対策なども必要だと思います。

<副会長>

入院期間の話ですが、診療報酬の計算方法の変更によるものだと思います。疾患により点数が決められており、その点数の合計が診療報酬として治療費に換算されます。根治が見込めない病気であれば、必然的に入院期間も定められているのではないのでしょうか。

<C委員>

そういうことなのでしょうね。言わばお金にならない患者と表現しましょうか。

<J委員>

国でも医療費が膨らんでいることが取り上げられ、老人医療制度なども含め、医療費制度に関しては次々に改革されています。簡単に言うと切り捨てられた形となりますか。

<副会長>

しかし、そういう対応で病気が重症化したり、再発したり、また合併症がおきたりすることも考えられ、より一層医療費がかかる状況になることも懸念されます。

<会長>

この問題は医療制度そのものの問題であり、政治が絡むことですから、市の基本計画の議案として論ずることは難しいと思いますが、いかがでしょうか。

<E委員>

自治体では病気を予防することによって元気で暮らせる。そのような施策が必要ですね。そのような事業・施策は強調してもいいのではないのでしょうか。

<会長>

そうですね。地方自治体の施策はそういうことですね。

<E委員>

女性も男性もお互い理解し尊重し合い、十分に話し合いができ、女性が安心して出産できるようになること。またそして、男性も女性も高齢になっても安心して暮らせる社会になって欲しいと思います。そのためには、健康な状態においても健康について自己管理できるような健康教育や講座が行われることが必要であり、また、市民もこぞって参加する体制づくりが必要だと思います。

先程の介護福祉の問題ですが、家族で介護するという事は難しい問題です。同じ年代で介護をすると介護をする者の体も疲れます。逆に介護人のための健康講座というのが最近非常に大事ななと思うことがあります。

<会長>

だいたいそれぞれ部門の意見が出たと思いますが、吉谷副会長が出されている大項目案で、障害をもつ女性のノーマライゼーションの促進についてはいかがでしょうか。また、全体を通してでも結構です。

<副会長>

身体・知的・精神・内部を問わず、障害をもつ女性は男性以上に不利にさらされる機会が多いのではないかと思いましたが、先程の意見交換にもありましたが、性差に配慮したとか、男女とか表現したほうが市民に理解されやすいのではないかと、反省しているところです。ただ、障害をもつ女性はドメスティック・バイオレンスの被害者になることが多いのです。そのイメージもありましたから、項目として起こし女性を強調しました。

<F委員>

配布資料の人工妊娠中絶数ですが、30代、40代、50代の方が多い。この方々はたぶん結婚した女性だと思われます。人工妊娠中絶は基本的にはドメスティック・バイオレンスだと認識しなければなりません。また、生まれてこない赤ちゃんに対するバイオレンスでもあります。これは非常に重大な問題です。吉谷委員の大項目の1の性差に関連するあらゆる暴力や人権侵害の根絶に深く関係すると思います。

<副会長>

ある程度の従業員を抱える事業所では、身体障害者の方の雇用が定められていたと思いますが、事務局の方で分かるでしょうか。

<事務局>

2%という数値が定められていたと思います。市役所も事業所でございますので、その法に基づいた雇用を行っております。

<会長>

それでは、重点課題「男女が健康に暮らせる体制づくり」につきましては、皆様の意見を整理し、まとめる部分はまとめ、また、修正するところは修正し皆さんに提示しますので、次回の審議会で再検討したいと思います。この項目については終了させていただきます。

次に、最後のテーマとなりました重点課題の「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」について入りたいと思います。よろしいでしょうか。それではA委員からお願いいたします。

< A委員 >

「男女平等」ということばを教えるのは大切なことですが、性差などにより、すべてが男女平等であることではないと思います。男性にしかできないこと。また逆に、女性にしかできないことをお互いに認め合い、その良さを尊重しあい、それぞれにあった生き方ができる社会が本当の男女平等社会だと思います。

しかしながら、今まで、男性が主流だった仕事などに進みたいと思っている女性は、応援したいと思いますし、逆に、保育士のように女性主流の職に男性が入ることで、違う視点で、物事が動くことが多々あると思います。結局は、それぞれの人間の生き方を、お互いに応援し合える社会づくりが必要だと実感しています。男性も女性も家庭を持っていることを生かせる、そういう社会になりつつある過渡期になっていると思われれます。

< 会長 >

ありがとうございます。B委員が欠席ですので意見書を読みます。

小学校、中学校、高校又は大学において、年齢に応じて男女は平等であることの話し合いを持つ場を、教育者は子供たちに提供していくことが必要であると考えます。教育者は単に男性はこうであるべきとか、女性はこうであるべきだと、上から教えるのではなく、子供たちに自主的に男女平等について話し合う場を作って、子供たちが自ら男女平等の認識を持てるようにしていくことがこれからは必要であると思います。

男女平等は時代と共に変わっていくのではないかと思います。男女平等が時代と共に変わっていくというのは、一見おかしなことなのかも知れませんが、私は時代と共に女性から見た男性観、男性から見た女性観が変わって来ていると思います。(男性から男女平等を改善して欲しいと、女性に訴える時代が来るかもしれない)

今の時代、昔から見ると女性の位置は大分上がってきていると思います。ただし、今の厚生大臣のように女性が子供を産む機械、又は装置と言ったあの年代の人は時代錯誤と言えますが、今の若い人はそのような考えは全く無いと思います。これからの若い人たちはきっと男女平等については正しい判断をすると期待します。

国際協調となれば、まだまだ、国によって宗教がからみ問題を複雑にしている国もあり、男女平等については格差が相当あると考えますが、男女共同参画について、常に国際会議で話し合っ、少しずつ改善していく努力が必要であると思います。

また、女性自ら声を出していくことが男女平等を改善していくことであると思います。

< C 委員 >

教育については男女平等、人権の尊重は当然であります。お互いの性の違いからの差別ではなく、男性らしさ、女性らしさを充分理解させて協力することの重要性を、もっと教育の中で、個人の総合的に人間育成の一環として進める必要があるのではないかと思います。家庭のしつけは勿論、もっと学校教育においても時間をかける必要があると思われま

す。また、話は別になりますが、ゆとり教育の名のもとに授業の時間数が大幅に減少しており、それが逆にしわよせとなり、本来の趣旨のゆとりから方向がはずれており、様々な弊害をもたらしていると感じます。個人を尊重する前に相手を尊重することの大事さをもっと教育すべきではないか。また、本来の土曜日も授業を行い、ある意味詰め込みの基礎学力を高める方向も必要と考えます。

例えば女性に対して暴力を振るうというのは、男として恥ずべき行為であると私は考えていますが、それは個人の意識の違いからくるものであり、そういった理想像を画一的とは言われるかもしれないが、もっと教育の中でつっこんだものにすべきではないか。それが、根本的なDVの発生防止に繋がるものであると考えます。

< 会長 >

D 委員お願いします。

< D 委員 >

これまで自分が育ってきた家庭環境や親の教育方針等で培ったものが大切だと思います。小さいうちに男女平等であることを理解することが大切だと思います。なぜなら、大人になってしまうと、男女ともに意識改革が難しくなると思います。

このため、子どものうちから男女相互の違いや協力の大切さを学び、人格を尊重し合って、家庭生活、社会生活をより良くしようとする態度を養わなければならないと考えます。

< 会長 >

E 委員お願いします。

< E 委員 >

まず、北見市の女性センターについてですが、

- ・どこに設置しているのか
- ・どのような業務をしているのか
- ・どのような人がいるのか

・どのような人が利用しているのか

これらのことを知った上で、意見をと考えていました。

国際協調については、ホームステイをしている方々などとの市民と外国人との交流の輪などの機会を拡大していくことが必要と思います。また、行政などからの積極的な情報提供も望まれます。以上です。

<会長>

G委員お願いします。

<G委員>

先程からの皆さんの意見を聞いておりましたら、まず、子どもが最初に学ぶ場は家庭であると思いました。そのため、家庭において、父親・母親が固定的な役割分担意識にとらわれずに、お互いに協力し合い、人格を尊重し合うことが第一であると思います。そういうふうに学んだことは、決して身から離れないと思いました。

学校教育においては、発達段階に応じて男の子、女の子のお互いの身体的・精神的特徴を理解し得るような教育を行い、相手の人格を尊重し、思いやりの心を育て、お互いに協力し合うことの意味について、指導の充実を図ることが大切であると思います。

また、私も含め教育関係者は、男女共同参画についてしっかり理解しているとは言いがたいので、教職員などお互いに共通理解を図ることが非常に重要です。そのことが児童や生徒を指導する上で大切なことであると思います。

<会長>

そうですね。指導者が共通理解をしていないと、教わる方は理解できないでしょうね。

<H委員>

現在の学校教育では、おおむね男女平等を推進する教育、学習が子供の成長にあわせて行われているのではないかと感じられます。

P T A活動でも、父母がそれぞれ協力しあって、子供達と接している様子がみられますが、社会教育においては、家庭生活の大切さや生涯を通じての男女平等の意識を持つ学習の機会の提供がより必要と思われます。女性の持つエンパワーメントを引き出し、地域の発展や女性の地位の向上にむけての学習の場が、誰にでも、どこでも与えられることが望ましいことと思います。

国際協調としては、地方ではなかなか外国の情報や生活様式に直接ふれるのは難しいこと

です。女性が国際交流の機会に触れることは、自分の国を見直す事、より良い環境をつくるために非常に大切なことと思います。

私は社会福祉協議会で結婚相談員の一員として活動しております。農業の後継者がいないとなると地域の崩壊につながります。この地域崩壊につながる問題として、そのような事を学ぶ機会や経験が少ないと認識しています。これは地域にとって大きな問題です。

近年、私達の地域でも外国のお嫁さんが増えています。外国からのお嫁さんが地域に根ざして、明るく楽しく生活できるように、地元の方が積極的に協力し応援できる体制、また助け合う必要があると思います。以上です。

<会長>

K委員お願いいたします。

<K委員>

男女共同参画という視点が欠落しているかもしれませんが、国際協調という言葉で国際相互協調という言葉に置き換えるというのはどうでしょうか。国際協調に相互を付け加えると、自分だけが協調をするのではなく、相手にも協調を求めるといったより積極的な意味を出せると思います。

男女の平等を推進する教育だけではなく、言語の対等性を強調する教育が推進されても良いのではないのでしょうか。このことはまったく僕の偏見かも知れませんが、例えば、日本人は欧米の主要国の言語を話す人達を無意識のうちに一段高めて見て、その人達の意見を聞き入れやすいという傾向はないのでしょうか。英語、フランス語、ドイツ語などを耳にただけで、その言葉を話している人たちの意見や考えを無意識のうちに一段高めて見てはいないのでしょうか。そのような状況の中では、対等な国際協調も異文化理解もあり得ないと思われます。以上です。

<会長>

ありがとうございました。次に私の意見です。

家庭における育児、食事、入浴、洗濯、高齢者介護など男女が共同で分担しなければ女性に負担がかかります。その上、町内会、PTA、授業参観、交通指導、学校行事への協力となるとなおのことです。これは、いかに女性が負担を背負っているかということです。

これらは男女共同参画を共通理解しただけでは「絵に描いたもち」で、何一つ具体的に推進することはないと思われます。

また、もっともネックになっているのは、男性の職場における勤務時間と休暇であり、統計をみても男性の30代における長時間労働、超過勤務は、通勤距離の問題があるにしても、夜6時に帰宅し子ども達と夕食を共にし、入浴などが一緒にできる状況ではないのです。

国の経済・産業の発展は国の根幹を担うものであるが、民間、国公立を含めて正規の8時間労働と、休暇の権利を保障しなければ、少子化・高齢者介護の問題だけでなく、家庭教育をも揺るがす一大事になると推測します。家庭も学校も教育力を失いつつある現象は、もう日常的に、また全国的に事件・問題行動を多発させ、北見市もその例外ではないと思います。ゆとり生活といいますが、仕事と家庭生活の調和がとれないと、結局は女性にしわ寄せがいき、結果として女性が仕事をやめる。さらには仕事をやめない場合は、子どもを生むことさえ断念せざるを得ないなど、これらのことがある限り男女共同参画社会の実現は不可能であると思います。次に副会長お願いします。

<副会長>

大項目案は3点ほど考えました。

1. 男女の平等と相互尊重を深める学校教育と啓発活動
2. 男女の平等と相互尊重を深める社会教育と啓発活動
3. 国際交流における男女共同参画

の大項目で、いかがでしょうか。

旧プランでの に該当するという中間答申でしたが、旧プラン の大項目2にある、性の尊重と母性の重要性についての啓発活動、男女の性と母性の尊重、性差別と性暴力の根絶などは、今回の審議会では、重点課題 に含まれているのではないかと思います。そこで、旧プラン のうちでもほかの大項目に含まれていない教育・啓発に関する事柄と、中間答申にある国際協調を重点課題 では主にと取り挙げるようにと、考えました。

なお、家庭教育は重点課題の に入ると思われます。以上です。

<会長>

」委員ご意見ないでしょうか。

<J委員>

男も女も教育を受ける機会は平等ですね。今や家庭でも、男の子と女の子の違いにより教育のレベルを変えることなどはないと思います。大学を卒業し就職する場合も、就労人口も減少している影響かも知れませんが、男女の区別なく能力に応じて就職できる。また、女性

の管理職も少ないとはいえ、現実としては女性の管理職は確実に増加しています。しかし、女性はそこまで望まないという実態もあります。それはある意味選択の自由ですからいいとしても、社会においては十分でないにしろ、既に男女平等を実践されつつあるということも認識しなければなりません。

次に国際協調についてですが、ある意味どれだけ慣れるかということが重要だと思います。欧米人にたいしても、また同じアジア人に対しても外人慣れしていないのです。外国人労働者がどんどん入ってきていますが、どれだけ外人に接することなどに慣れていけるか。そういう日本人の気質を見直さなければなりません。

また、その先は非常に難しいですね。先進国であるフランスやドイツなどでも外国人労働者問題が国内にあり、さらには日本とも軋轢があるなど複雑な問題だと思います。男女共同における国際協調も単なるマナーではなく、互いに慣れ、理解し合えることが重要です。

なお、今後は国際化が益々進むと思います。人権問題などで既にとり遅れている国もありますが、日本人の課題としては外国慣れすること、そして理解し協調することだと思います。

<会長>

F 委員ご意見ないでしょうか。

<F委員>

まず、「男女平等を推進する教育」についてですが、吉谷副会長が言われた通り、重点課題の部分の家庭教育について重複すると思いますが、吉谷副会長の大項目案に家庭教育も追加し入れるのかどうか迷うところです。

重点課題 とつながった意見かもしれませんが、男と女を互いに理解しあうということは、非常に難しいことだと思います。私は実は還暦を過ぎましたが、本当のところ男についてよく分かっていない。たぶん男性も女性を良く理解できていないと思います。自分の子供についても娘の気持ちは理解でき、娘と話をすると「そうだ、そうだ」と意気あいますが、息子となるとそうはいかず、男の子は「こう考えていたのか、そうなのか」と、息子の気持ちを理解できないでいたと思うことが多くありました。性差があるにしろ、親が子どもの気持ちや考え方を理解できないということは、非常に残念なことだと思います。

前にも議論になったかと思いますが、家庭の中では恥ずかしがらず、性や性差についてはタブー視をすることなく、ある程度あつけらかんと話し合う、さらにとことん話し合うことが必要ではないでしょうか。親が恥ずかしがると、当然子どももその話題はタブーと考えて

しまうと思います。

学校教育もそういう教育が必要だと思います。田中委員の性教育の参観のお話がありましたが、低学年の抵抗のない時期から性差について教える必要があり、そのことを理解した後、それに基づく男女平等教育が必要ではないかと思います。

また、自分は家庭生活の中で、そのような教育ができなかったのですが、これからの家庭教育では非常に大切なことと思います。さらに、学校教育と連動して行われれば一層良いことと思います。

次に国際協調ですが、イスラム圏になりますと私達と全く違った家庭生活・家庭環境・社会環境があると思います。また、アジアでも中国、韓国などでは、日本と違った家庭生活・社会環境があると思います。夫婦別性があったり、儒教により父親に威厳があったり、それらの違いをまず知ることが必要であると思います。その上で、どの部分で共通の認識が持てるのかなど、そういうことを学ぶことが重要なことと思います。

また、先程の のテーマの延長にもなりますが、日本という国は、いとも簡単に墮胎をしてしまう珍しい国です。アメリカでは最近ようやく認められたばかりであり、あそこのクリニックでは墮胎を行っているなどと分かれば、火をつけられたりする事件が起きたりします。他の国では、墮胎、言わば人の命・人権を非常に重大に考えていることが分かります。日本もこのことについて、もっと敏感にならなくてはいけないのではないのでしょうか。以上です。

<会長>

皆さんありがとうございました。冒頭述べたとおり、重点課題 の大項目の整理も残っておりますので、大項目につきましては、私と副会長で事務局にお手伝いいただき、整理したものを次回の最終審議会で提示いたします。また、本日はたくさんのご意見を伺いたいと思います。

それでは、田中委員の女性センターに関する質問がありましたので、事務局より回答願います。

<事務局>

北見市の女性センターについてですが、正式な名称は「働く婦人の家」であり、愛称として「女性センター」となっております。この北見市の施設は「働く婦人の家」ということで、農林水産商工部の商業労政課の管轄となっております。

ここで若干お時間を頂き、男女共同参画型の女性センターについてお話をさせていただきます。

まず、具体的な機能といたしましては、

1つ目と致しましては、調査・研究機能があること。

これは「男女共同参画社会推進のための諸調査、研究情報収集等を行い、市民活動を支援する」ことです。

2つ目と致しましては、相談機能があること。

これは「男女共同参画の観点から、特に女性が抱える悩みや問題等の解決、方法等の相談を行う窓口が整備されていること」です。

3つ目と致しましては、情報提供機能があること。

これは「男女共同参画に関する国・道・各自治体、各団体等のイベント等の情報も含め情報を提供すること」です。

4つ目と致しましては、学習・研修・交流機能があること。

これは「各種セミナー、講座等の実施、各種研修会等を実施するとともに、交流の機会を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与する」ことです。

5つ目と致しましては、人材育成機能です。

これは「男女共同参画に関する、リーダー等の育成、発掘、登録を行い、あらゆる分野への男女共同参画を推進する」ことです。

さらに、センターの機能といたしましては、これらのことが考えられるとともに、バリアフリーや、託児室の整備等にも配慮した施設とすることが必要ではないかと考えられます。

次に、先程申しました北見市の「女性センター」ですが、正式名称は「働く婦人の家」として、働く女性や勤労者家庭の主婦等の福祉の増進と教養の向上を図ることを目的に、昭和49年に美芳町2丁目に設置されております。

センターの主な機能や事業などについてですが、各種講座の開設、例といたしましては、手工芸、カラーコーディネート、着物着付、料理、英会話などが行われています。また、商業労政課では、新たな技術取得のためのパソコン教室なども実施しております。さらには、グループの育成を行っており、講座を終了した方々がサークルとして活動できるよう支援しております。現在は、30ほどのグループ・サークルがあり活動しております。

また、女性相談を行っております。専門相談員や弁護士が、家庭生活や職業に関する悩み事に対応しております。これは確か日程が決まっており、また予約が必要だったかと思いません。以上です。

< E委員 >

女性しか利用できないのでしょうか。料金はどうなっていますか。

< 事務局 >

各種講座などの受講料・使用料は無料です。また、男性も利用できますが、センターの目的外使用となりますと料金がかかるはずで。

< 副会長 >

以前の話で笑い話になりますが、女性の集まりがありセンターを利用した時、女性の活動は無料でしたが、別に託児室を設け、そこでお父さん数名で託児をしたことに料金が掛かったということがあり、釈然としないことがありました。

< 事務局 >

そうですね。先程、男女共同参画型の女性センターのお話をさせて頂きましたが、その中には当然託児施設も入っております。しかし、北見市の場合、愛称は「女性センター」ですが、正式には「働く婦人の家」であり、使用料は条例事項ですので、条例により目的が明記されており、その目的に合致しないと推測されます。

< 会長 >

まず、最初に教育・学習のことについてご意見を頂きたいと思います。その後国際協調に入ります。

< D委員 >

男女が全て同じことを行うことが男女平等ではないと思います。当然性差によりできること、できないことがあるはずで。ただ、理由もなしに「女だからそれはだめです、女の子はこうあるべきだ」とか、そのような発想を無くすことが男女共同参画社会の推進だと思います。

しかし、先程の女性センターの話になりますが、女の人の女性センターは、何か女性が男性より劣っているから必要であり、また、そこで英会話教室とか、着付教室、手芸教室に参加することにより、男女共同参画・平等に結びつくのか疑問に思いました。

< 事務局 >

D委員の言われたとおり、なぜ、女性センターが必要なのか。男女共同参画の時代なのだから、男女共同参画センターが必要なのではないかという声を聞くことがあります。しかし、現実として男性優位の社会である以上、女性がハンディキャップを埋めるため、女性のためのエンパワーメントの拠点は必要であると考えます。

< D委員 >

センターの件は母性のためなどとか、例えば、出産のために集うとか、女性の性により何かしなければならないことがあるとすれば理解できます。ただ、女性だけを集め英会話教室とか、着付教室、手芸教室を行っていることが、本当に女性の福祉や男女共同参画社会へ向かっているのか分からないのです。

< C委員 >

その方法は別にしても、男性が優位な社会であることから、男女共同参画社会の実現が望まれており、配慮としてそのような施設があり、そこを拠点に女性の力が発揮できれば良いことではないでしょうか。

< F委員 >

要は女性のエンパワーメントのために何が必要なのか。黙っていても引き出せないです。しかし、女性のエンパワーメントに必要なのは手芸でないことは明白ですね。事務局が説明されたような、本来の意味での女性センターが北見市にはないということです。

< J委員 >

「らしさとは」という言葉がぼけてきているのではないかと思います。「男らしさ」、「女らしさ」とはどのようなことなのか、どちらも何か実感がありません。ひょっとしたら、ノスタルジーで刺繍などをやることが「女らしい」ことで、それが男女共同だと勘違いしている方もいるかもしれません。たしかに過去は女性の社会進出面では不利だと思われませんが、今になってみますと、過去とは違い、特別に男性だけ優位だと思える人が少ないのではないですか。

今話したのは、進学・就職などでそんなに差があるとは思えない。差別があると実感できないということです。その後の、出産・子育てなどは別です。

< D委員 >

お父さんは仕事について社会に出ているが、お母さんは家庭にこもり社会進出していないという方がいますが、いざ、それぞれ年老いて葬儀になった時、お父さんは会社の人とも縁が切れ、参列者がほとんどいなかったのに対し、お母さんは近所の付き合いやらサークル活動等で、たくさんの参拜者がいたということを知ったことがあります。本当に一体どちらが社会に出ているのだろうという話ですが、仕事だけしていれば社会に出ているということは言えなく、社会進出という概念も大切なことではないでしょうか。

ここにきて、男女共同参画社会が非常に難しく、何か分からなくなってきました。

<会長>

男女共同参画社会について、語れば語るほど複雑になりますが、基本をC委員がきっちりと意見書で押さえています。人権の尊重が一番大切であり、お互いの性の違いからの差別ではなく、性差による「男性らしさ」、「女性らしさ」を充分理解させて協力することが重要だと書かれています。ここで言うように「人権の尊重」が一番であることをぶれない軸として持ち、性差による「違い」を「差別」としないことが大切なことです。

そこでC委員何か加えることはないですか。

<C委員>

中学校の時の学校のスローガンが「自分の不利益に黙っていない」ということでした。こと、人権に関しては、決して侵すこと、侵されることのないよう指導されたように思います。今考えると少し過激なスローガンだと思います。まあ、30年も前の話になりなりますが。

<会長>

何か、時代背景が目には浮かんできますね。教育方針についても、現在、正しいと思って行っていることでも、時代が変わると教育方針が変わることもあるし、50年経ってみても間違いではなかったと思うことはあるはずです。

<E委員>

子ども達が朝ごはんを食べないで登校することなどを耳にいたします。家庭の問題ですが、これは同時に学校教育まで問題が波及すると思います。学習しようとしても血糖値が上がらないのでは、勤勉意欲がなくなると思います。

また、給食費を理由もなしに滞納すると、家庭が崩壊し、正しい家庭教育ができない状況ではないでしょうか。

<D委員>

家庭の問題にどこまで学校が踏み込むのか難しい判断がありますが、子どもが健全に育つため、朝ごはんの重要性・給食のあり方など、参観日やプリントなどで保護者には訴えています。大きな学校になりますと、本当に多種多様な考え方の父母がおり、なかなか理解してもらえないことがあります。

<会長>

育ち盛りの子どものにとって、食事と睡眠は非常に重要なことです。睡眠不足で学校に来る。また、朝食を与えているというお母さんがいましたが、その朝食は実際には菓子パン1つ程

度での食事であり、その子は学校に来ると午前中は機嫌が悪く乱暴であったため、副食を与えたところ、それだけで午前中の行動が穏やかにガラッと変わったという例がありました。

また、幼稚園の運動会の話ですが、金曜日に運動会の総練習をしまして、土曜日を休みにしたら、若いお父さん・お母さんは、その子供達を夜中までゲームセンター等に連れまわしたということがあり、翌日の運動会当日は、体力のある5歳児はなんとか午前中もがんばったが、3歳児になると午前中は完全に寝ていて、走りもしないし、お遊戯にも参加しない、他の何の競技にも参加できなかった子が4人もいた、ということを知ったことがあります。完全にこれは家庭の責任ですね。

<副会長>

私が学生時代に訪問した当時のアメリカの話ですが、小学校が朝の給食からはじまるのです。そこは貧しい地区で朝食を食べてこない子どもが多く、学校に来てもぐったりしていて授業が始まらないというのです。そうですね。血糖値も上がらず、また、睡眠不足もあるかもしれません。まず、学校で朝食を食べる習慣を付けました。どうして食べてこないのかと聞きましたら、親がつくらないことと、夜更かしをしているから朝食を欲しがらないということでした。

当時は、やがて日本もそういうところが起きるのかと想像していたのですが、現実の問題となっているのですね。

<会長>

それでは、国際協調に入っていきたいと思います。

<副会長>

私は大阪出身で北見に転居してきたのですが、ロシア人のことを差別用語で呼んでいる比較的若い人達がいることに驚きました。

<会長>

戦後まもなくは、シベリヤや満州、朝鮮半島から引き上げてきた人たちが大勢いまして、戦争の反動もあり、ロシア人だけでなく、中国人、朝鮮人に対しても人種を差別する呼び方をしている人がかなりいたと思います。しかし、それはもう祖父母の時代の話かと思いましたが、今でもあることには驚きます。

< A 委員 >

私も副会長と同じで大阪出身です。私は逆に北見はなんて差別のないところだろうと思いました。大阪はすごく地理的差別があり、住んでいる場所だけでものすごい差別をされてしまいます。あそこは・・・人地区だから、また・・・だからとか、ずっと見て育ってきました。そのため、北見市はなんて差別意識のない平和な地域だと思いました。

< 副会長 >

私も戦争体験のある年寄りが言うのなら、少しは理解できるのですが。私が聞いたのは若い人たちが平然と呼んでいる状況でしたので驚きました。

< J 委員 >

人種差別や偏見は、国の経済規模にもよるのではないのでしょうか。自国より経済規模の大きい国、先進国の人に対しては差別しないといいたいでしょうか。

現在、韓国・台湾・中国などは、経済成長していて豊かな社会になってきています。もはや韓国の文化と日本の文化は融合しつつあり、民間レベルでは垣根がどんどんなくなっているのではないですか。経済でも文化でも対等になるということは、優越感がなくなるということです。そういう意味から人種差別や偏見も少なくなると思います。

< 副会長 >

聞いた話になりますが、英語圏の人たちに親しみを感じるということはないですか。

< K 委員 >

意見書にも書きましたが、親しみを感じるというか。一段高めて見てしまう傾向があるかもしれません。また、職業柄か英語に関しては親しみを感じます。

< 会長 >

戦争終了後は米国に占領されており、また義務教育から英語を勉強しますから、当然英語にたいしては、馴染みが深いと思います。

さて、予定の時間が過ぎておりますので、次回最終回の審議会に、大項目案・主な意見を整理し、答申案として提案いたします。

3. 閉 会

・閉会～小原課長